

確定申告のご相談は お近くの地区無料相談所へ

近畿税理士会草津支部から派遣された税理士が、ご自分で確定申告書を作成していただくための相談をいたします。

会場	相談日	2/17 (金)	2/21 (火)
栗東市商工会館 (栗東市手原3丁目1-25)		—	○
守山商工会議所 (守山市吉身3丁目11-43)		○	—
中主防災コミュニティセンター (野洲市西河原2400)		○	—

※相談日は○印のみです。

- 受付時間 午前9時30分～午後3時00分
 - ※ 正午から午後1時までは休憩いたします。
 - ※ 相談者が多数の場合は、受付を早めに終了させていただく場合があります。
 - ※ 草津税務署管内の方であれば、住所に関わらず、どの会場でもご相談いただけます。
- 申告に必要な書類及び作成された計算書類をご持参ください。
- 消費税の確定申告相談も行っておりますので、税率ごとに区分して記帳した帳簿等をご持参ください。
- 土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税に関する相談は行っていません。
- お車での来場はご遠慮ください。

相続税に関する相談は近畿税理士会「もしもし税金相談室」へ

令和5年2月16日(木)から3月15日(水)までの期間は、税務署の相談会場において相続税に関する相談は行っていません。

国税庁ホームページ、若しくは、相談をご希望の方は、近畿税理士会「もしもし税金相談室 (050-8880-0033)」をご利用ください。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 「国税庁ホームページ」へアクセス

1 税務署に行く手間がかかりません
 確定申告 
www.keisan.nta.go.jp

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます

 スマートフォンで所得税の確定申告書が作成できます


確定申告書の作成はこちらから

STEP 申告書を作成

2 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 申告書を提出

3 国税庁ホームページからe-Taxで送信
 印刷して郵送等で提出 

プリンターをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

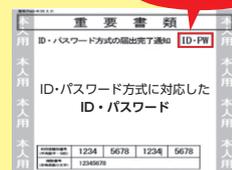
マイナンバーカード方式

- ①マイナンバーカード ②マイナンバーカード対応のスマートフォン 又は ICカードリーダー



ID・パスワード方式

- ①ID (利用者識別番号)
 ②パスワード (暗証番号)



確定申告書作成会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。
 マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

日曜日の申告・相談について【大津税務署で開設します!!】

大津・草津税務署の合同申告書作成会場を 2月19日(日)、2月26日(日) に開設します。

◎開設場所 **大津税務署** (草津税務署に会場を設けておりません。)

※会場専用の駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

◎相談受付時間 **9時から16時まで**

※入場整理券の配布状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。